

- 保険料滞納者の保険給付方法の変更について

介護保険の保険料を滞納している被保険者について、介護認定の結果が出た際に、納期限から1年間以上介護保険料を納付していない場合には、保険給付の支払い方法を変更して償還払いとします。

変更の対象となる方については、事前に通知をお送りいたします。利用者に該当する方がいれば、介護保険料の支払いをするようお伝えください。

また、事前に通知があったにも関わらず、介護保険料の支払いがされていない場合は償還払いとなり、介護保険被保険者証の給付制限欄に「支払方法変更」と記載を致します。介護保険被保険者証を確認する際には、償還払いであるかどうかの確認も合わせてお願いいたします。